

1 基本理念の実現に向けて～PDCAサイクル～

今回改訂した基本方針では、「食の安全安心を得ることができる都市」を目指すという基本理念を実現するため、PDCAサイクルの手法を取り入れた推進体制(マネジメントシステム)を明確にしました。

PDCAサイクルとは、計画(Plan)、実施(Do)、検証(Check)、見直し(Act)の各過程を繰り返すことで、継続的な向上を目指すものです。

食の安心の構築は、一朝一夕に成るものではなく、また、食を取り巻く環境は刻々と変化しています。

このため、PDCAサイクルを年度ごとの周期とし、食を取り巻く状況の変化にあわせた効果的な施策の推進を目指します。



2 計画(Plan)

「福岡市食品衛生監視指導計画」を食品行政におけるPDCAサイクルの計画と位置づけます。

本計画は、食品衛生法で策定を義務づけられたもので、毎年度作成しています。作成にあたっては、基本方針に基づき、現状の問題点を考慮しながら重点事業等を示しています。

また、パブリックコメントを実施するなど消費者や食品関連事業者などの関係者の意見を反映しています。

その他の関連施策については、庁内の関係部局で連絡会議を設置し、施策体系を整理しながら確認と連携を図ります。

参考 福岡市食品衛生監視指導計画とは？

食品衛生法第24条に、都道府県知事等が、地域の実情を踏まえて食品の検査や監視指導を効果的・効率的に行なうことを目的として、年度ごとに策定するよう定められており、計画およびその実施状況の公表も義務づけられています。計画に盛り込むべき内容として次の4点が掲げられています。

【計画に盛り込むべき内容】

- ① 重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
- ② 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
- ③ 隣接する都道府県等その他関係行政機関との連携の確保に関する事項
- ④ その他監視指導の実施のために必要な事項

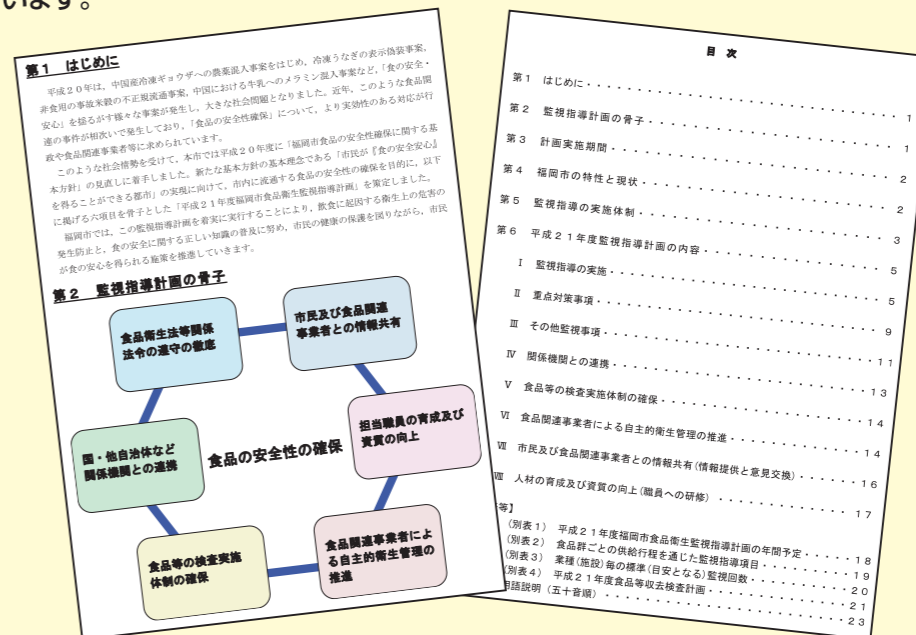
【計画の策定】

計画の策定にあたっては、毎年度、計画案についてパブリックコメントを実施して市民の意見を募集し、必要に応じて計画に反映しています。

また、策定した計画は、ホームページに掲載するとともに各区の衛生課等でも配布しています。

【実施結果の公表】

計画に基づき実施した施策の概要を「福岡市食品衛生監視指導計画実施結果の概要」として毎年度とりまとめています。実施結果の概要は、ホームページに掲載するとともに各区の衛生課等でも配布しています。



3 実施(Do)

「福岡市食品衛生監視指導計画」の実施にあたっては、各区の保健福祉センター(保健所)衛生課、市場に設置している食品衛生検査所や食肉衛生検査所、食品安全推進課および保健環境研究所が中心となりますが、庁内の関連部局や国、他自治体等の関係機関と連携しながら、効果的・効率的な施策を進めていきます。



4 施策の検証(Check)と見直し(Act)

「福岡市食品衛生監視指導計画」に基づく監視指導等の結果については、「実施結果の概要」として公表します。

また、その他の関連施策を含めて、庁内の連絡会議や消費者、食品関連事業者および関係行政機関が参加する協議会において検証し、そこでの意見等を次年度の計画へ反映するとともに、必要に応じて、基本方針や推進体制等の見直しを行います。

なお、庁内関係部局の連絡会議や消費者、食品関連事業者および関係行政機関が参加する協議会については、別に要綱等を定めて設置します。

第4章

行政施策の体系

食に関する行政施策を体系化して例示しています。

1 最新の科学的知見に基づいた食品の安全性の確保および危機管理の充実

1 食品関連事業者に対する監視・指導

- ① 生産段階における監視・指導
- ② 流通実態の把握と指導
- ③ 製造所、飲食店、販売店などの監視・指導
- ④ 食品の検査の充実
- ⑤ 適正表示の徹底

2 集団給食施設などに対する助言・指導

学校や社会福祉施設、医療施設の集団給食施設など、リスクの高い施設については、教育委員会などのそれぞれの施設の所管課と連携を図りながら、施設の監視や施設従事者への衛生教育などを実施します。

3 健康被害発生時の対応

食中毒等により健康被害が発生した場合には、迅速・適確な調査を実施し健康被害の拡大を防止するとともに、原因究明による再発防止に努めます。

4 情報の収集、整理、分析および提供

常に、最新の科学的知見に基づいた情報・知識の収集、整理・分析に努めるとともに、得られた情報を食品関連事業者や消費者へ提供することに努めます。

また、食品関連事業者に対する監視結果や食品の検査結果の概要も公表します。

さらに、食中毒などの健康被害が発生した場合や、広域又は多量に流通する違反食品を発見した場合などは、食品衛生上の危害発生防止の観点から、必要に応じ報道機関への発表を行うとともに、正確な情報を報道するよう要請します。

5 検査能力の向上、研究の推進

「食品の安全性」を確保するための施策、特に消費者および食品関連事業者から信頼される施策は、正確かつ迅速な検査が基礎となります。このため、検査能力の向上を図るための各種技術研修、検査結果に対する信頼性を確保するための厳正な精度管理などにも取り組めます。

また、食品の汚染実態調査や迅速な検査方法の開発など、研究の推進にも積極的に取り組めます。

6 専門的な職員の養成および資質の向上

HACCPシステムや輸出水産食品認定施設に関し必要な助言・指導を行う資格者のための専門研修の履修、あるいは、高度な検査技術の習得などにより、専門的な知識や経験を有する職員を継続的に育成します。

2 食品関連事業者の食の安全安心に関する自主的な取り組みの向上

1 情報の提供(講習会の開催など)

食品の安全性等に関する最新の知見など、タイムリーで役に立つ適確な情報を、講習会や施設の立入時のほか、利便性を考慮した手法を工夫し積極的に提供します。

2 人材の養成および資質の向上(食品衛生責任者の養成など)

食品関連事業者による自主的衛生管理を推進するため、その中心となる食品衛生責任者養成講習会や実務講習会などを、関係団体の協力を得て開催します。

3 自主的衛生管理の推進への支援

各区保健福祉センターなどの食品衛生監視員がHACCP手法も含めた専門的な知識に基づき、食品関連事業者が抱えている問題解決への助言や、事業者自らによる自主的衛生管理の推進の助言に努めます。

4 関連業界団体への支援

食の安全安心の確保にあたっては、食品事業者の自主的衛生管理の向上を積極的に推進している業界団体の役割は重要であり、情報提供や研修会の開催などにより、その活動を側面から支援するほか、事業者の意見を集約し、施策に反映させていきます。

5 食の安全安心に対する自主的な取り組みの評価と広報

食品関連事業者への消費者の信頼を醸成するため、食品関連事業者の食の安全安心に対する取り組みを評価し、積極的に広報していきます。

6 地域の特性を活かす支援

独自の食文化を育成するため、関連事業者の自主的な取り組みを側面から支援します。(屋台に対する監視・指導や特産品(辛子めんたいこなど)への対応)

3 食品関連事業者および行政への消費者の信頼構築

1 消費者が「食品の安全性」に関する知識と理解を深めることへの支援

これまでは“行政が消費者に「知らせたい」情報を伝える講習会”が大半でしたが、今後は“消費者の要望に応じて、消費者が「知りたい」情報を伝える講習会”も積極的に開催します。

また、講習会の方法についても、消費者の理解が深まるよう、参加型や体験型の講習会の開催を工夫します。

2 消費者が意見を表明できる場の提供

本市が実施する施策について消費者が意見を表明できるよう、パブリックコメント(市民意見)の募集やリスクコミュニケーションなどを実施し、その意見の反映に努めます。

特に、リスクコミュニケーションについては、各区において地域性の把握に努めるとともに、提出された意見を各区事業にも反映するよう努めます。

3 苦情や相談などに対する迅速で適切な対応

各区保健福祉センターや消費生活センター等に寄せられた苦情や相談などに対しては、消費者の視点に立ち、わかりやすい情報提供により、迅速かつ適切に対応します。

4 地域コミュニティとの協働

「食品の安全性」を確保する上で消費者の役割は大変重要ですが、一人ひとりの消費者がその役割を果たし「食品の安全性」の確保に貢献することは容易なことではありません。しかし、それぞれの地域における多くの消費者の集まりである地域コミュニティに協力を頂き、その活動を通して情報の提供や意見の集約を行い、施策を推進していきます。

4 関係者の連携強化

1 関係部局の連携強化

「食品の安全性」を確保するための施策を実施するにあたっては、関係部局の連携に留意し、その強化に努めます。

- ① 情報の共有化
- ② 複数の部局が関与する施設に対する連携強化

2 関係機関との連携強化

本市だけでなく広域に流通する食品の問題に対応するため、厚生労働省、農林水産省、食品安全委員会(内閣府)などの国の機関をはじめ、他の自治体の食品衛生担当部局との情報交換を密にし、連携体制を強化します。